

岩手県告示第453号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定により、養育医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	診療科名	指定年月日
岩手県立中部病院	北上市村崎野17地割10番地	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腫瘍内科、糖尿病代謝内科、神経内科、診療内科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、麻酔科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科	平成21年4月1日